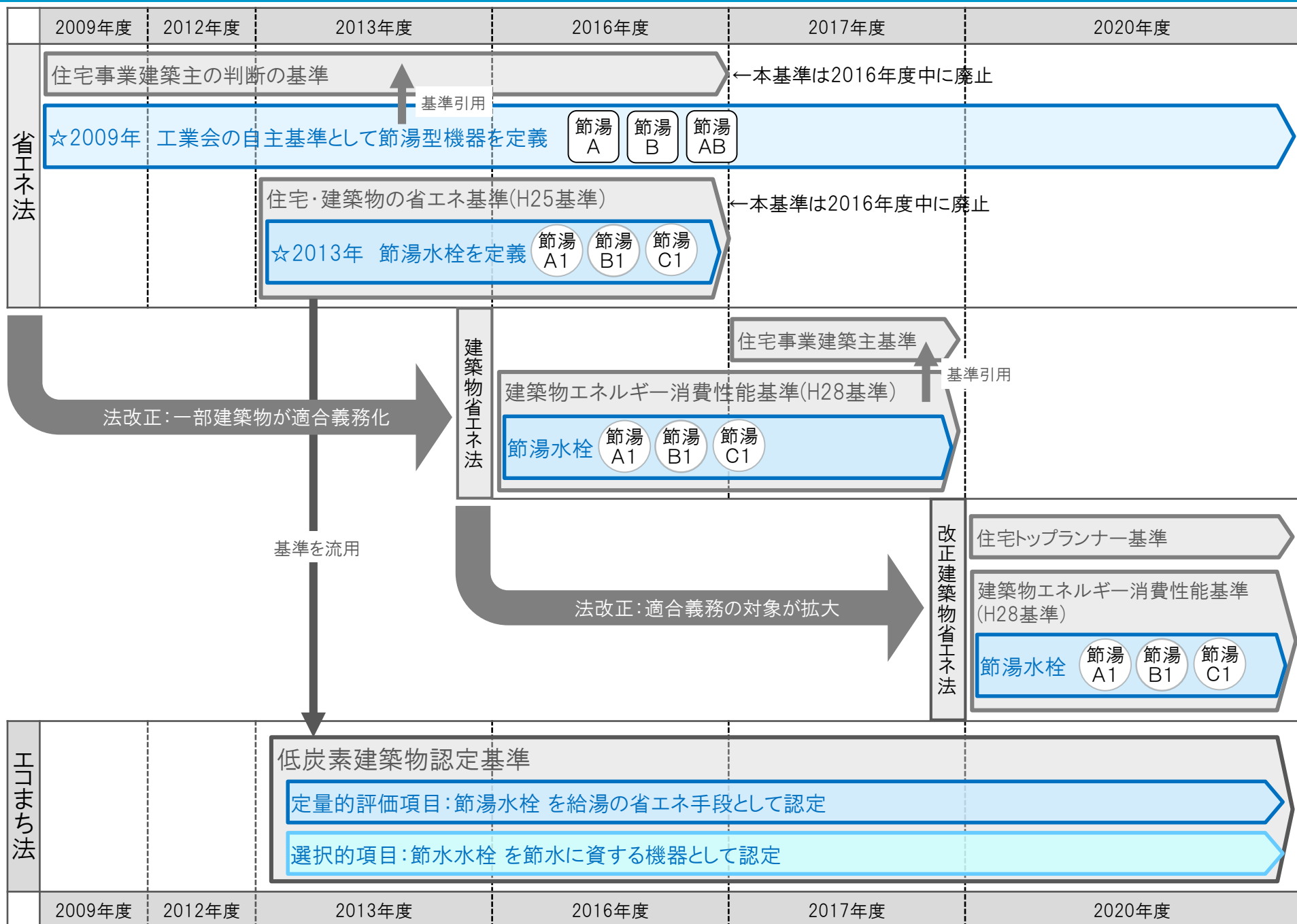


# 住宅における省エネ基準の変遷<水栓に関連する住宅の省エネ基準の流れ>



# ■ 建築物省エネ法と改正建築物省エネ法の比較概要

	現行制度		→	改正法	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	<b>特定建築物</b> <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	→	<b>特定建築物</b> <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】  <u>所管行政庁の審査手続を合理化</u> ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		<b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	(同上)
小規模 (300㎡未満)	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】  <b>トップランナー制度</b> ※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家    建売戸建	→	<b>努力義務</b> 【 <b>省エネ基準適合</b> 】  + <u>建築士から建築主への説明義務</u>	<b>努力義務</b> 【 <b>省エネ基準適合</b> 】  + <u>建築士から建築主への説明義務</u>  <b>トップランナー制度</b> ※ 【トップランナー基準適合】 <u>対象の拡大</u> 対象住宅 持家    建売戸建 貸家 <b>注文戸建</b> <b>賃貸アパート</b>

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

出展：国土交通省HP資料